

令和4年4月1日利用分から

山口市柔剣道場の使用料が変わります

- ①個人利用区分を廃止します。安全に集中できる環境でご利用できます。
- ②1時間単位でのご利用が可能となります。
- ③2分の1面（床面、畳面ごと）でのご利用が可能となります。

【旧】

種別	使用料			
	5~9時	9~13時	13~17時	17~21時
専用利用	810円	810円	810円	810円
個人利用	大人 20円	大人 20円	大人 20円	大人 20円
	小人 10円	小人 10円	小人 10円	小人 10円



【新】

利用区分	単位	金額	利用可能時間
2分の1面につき	1時間	100円	5時~21時

- ・使用料は、指定の納付書で利用日の前日までに必ずお支払いください。
- ・使用許可の後に利用をキャンセルさせる場合には、速やかにスポーツ交流課までご連絡ください。
- ・自己都合でのキャンセルの場合は、利用しなくても使用料はお支払いいただきます。

【申請可能時期の変更について】

令和4年2月1日の申請受付から、翌々月利用分の申請はできなくなります。（翌月利用分までの申請となります。）

【空き状況の確認について】

令和4年4月利用分から「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」で空き状況が確認できるようになります。（サービスから予約・申請はできません。）

